

令和6年第3回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年3月7日（木）13時31分から14時10分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員（19名）

会長	19番 原 心一		
会長職務代理	2番 山崎 彰		
委員	1番 山内 茂	3番 小松 和啓	4番 藤原 新市
	5番 堤 昭雄	6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重
	8番 西村 広幸	9番 三木 克司	10番 岡本 博臣
	11番 竹平 豊久	12番 西岡 久	13番 森田 良彦
	14番 上島 陽子	15番 五百蔵 純太	16番 門脇 義人
	17番 岡田 修一	18番 宗石 大輔	

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第3号	非農地証明願いについて
	第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第5号	使用貸借返還通知報告について
	第6号	農地法第4条の規定による届出について（報告）
	第7号	農地法第5条の規定による届出について（報告）
	第8号	香美市農用地利用集積計画について（諮問）
	第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地主幹	大倉 達也

7. 会議の概要

事務局	開会（13時31分） それではただ今から、令和6年第3回の農業委員会総会を開催致します。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。 となっておりますので、議長を会長にお願いします。
議長	皆さん、こんにちは。春を迎えるということですが、物部川からの取水 をしてる川の川干が3月1日から始まりましたが、川干になると寒くなるとい うことを前から言われてますが、また今年もちよっとう1日から寒い日が続 いております。皆さん方それぞれまた、農作業大変忙しくなる時期を迎えます

が、十分に体には注意をしていただいでですね、農作業に励んでいただきたいというふうに思ってますのでよろしくお願いをします。それぞれ皆さん方忙しい中ご出席をしていただきまして有難うございます。本日の会を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いをします。

本日の調査書、いろいろ、資料についての訂正は無いってことですが、取り下げ案件が若干出ておりますので、あとで事務局より連絡をさせていただきます。本日の議事録署名人につきましては森田委員と上島委員をお願いをすることになってますが、上島委員が若干遅れるということですので、ご理解をいただきたいと思います。そういうことで本日の会を進めて参りますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは議案書に沿いましてですね、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請から進めて参りますが、今月からはですね、今までこの議案書に載っております文書を全て読み上げる形を取ってございましたけれども、一括ですうね進めるというふうな方向に変えさせていただきたいというふうなことで今日からですね、どういう方向に進めるか私はよくわかりませんが、事務局の方でそういう形で進めて参りますのでよろしくお願いしたいと思います。皆さん方から十分理解が得られんということやったらですね、今まで通りにしてほしいというご意見があればまたさせていただきますのでよろしくお願いをします。それでは議案書に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

先程ちょっと会長から、議長からお話がありますとおり、各議案ごとには区切りながら提案させていただきますけども、個々の議案、一個一個について詳細を一個ずつ読み上げるってことはせずにということと基本的にさせていただこうかと思っております。まず最初3条ですが、提案をさせていただくところなんですが、ちょっと事前に5番の案件ですね、■■■■さんという方から■■■■へ所有権移転のこの3条ですけども、ちょっと昨日ご連絡があつてこちらの方に当初出ておった申請の土地と現地の状況、あと地権者の方含めてちょっと合致してないところがあるということでしたので、ちょっと本日ちょっと会に諮るにはちょっといかんということになりましたので、5番の案件はちょっと今回審査にかけずにまた次回以降にさせていただこうかと思っておりますのでよろしくお願いをします。すべての3条については全部で10件の案件になりますので事前にお配りしている資料、議案書をご確認の上ですね、特に今のところは不許可の要件には該当しないものと判断されますので、ご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

先程皆さん方に説明させていただきましたようにですね、1件1件読み上げをしないというふうなことで進めて参りたいと思います。皆さん方には事前にこの議案書届いておると思っておりますので、議案第1号につきましても十分ご理解をいただければというふうに思いますが、ただ今より、質問等を受け付けながらですね、皆さん方いろんなご意見を賜りたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。また何かご質問等があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

-----質 疑 な し -----

議長

先程取り下げという件がですね、申請番号5番にありましたが、地元の藤原さん等がですね、場所と地図とがちょっと合致せんというふうなことで地権者とまた買取りたいという人の合同で現地を確認をしたところおかしいということになったんですね、また再度取り下げてまた時期が来れば3条で出てくると思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。地元の藤原さんには大変お世話になってですね、間違いのないことは事前に間違いを進めることがいかに

ってですね、良かったというふうに逆に思ってますので、皆さん方も地元でこういう案件があった時にはですね、ちょっと注意をしてですね、おかしいところがあったらご指摘を頂けたら非常にありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員（13 番） はい。

議 長 はい。

委員（13 番） すいません、先程ですね、議長さんが言われたように今回からこういうふうな説明で進めていくということを聞いたんですけど、どうしてこういうふうにしたのかちょっといきさつがあったらちょっと教えていただきたいんですけど。今までと違うてあまり簡単すぎて。家では見ておりますけど。

事 務 局 読み上げるやつも実は引き続き読み上げる案件については実は転用の案件、と非農地の案件っていうのはありまして、そこは委員さん、推進委員さんからの現地の確認と報告っていうことがありますので、そこは読み上げさせていただいて他のところは委員さんの立ち合いも無いので事前配布の資料でご確認いただいたということで、読み上げを数ちょと増えてきたこともあってですね、件数が、一個一個読み上げておってもですね、じゃあその日に読み上げたところの何番は何の案件かってことすぐ即座に判断してここがいかんとかいうふうになるのも、読み上げておったらそれが分かるのか、読み上げてなくてももう事前に配布しているのっていうところで判断できるのかっていうところがありまして、事務局の方でもちょっと検討させてもらって、会長とも相談の上でですね、ちょっとこうさせてもらおうかっていうことになったんですが、もし具合が悪ければですね、またちょっと検討させていただこうとは思いますが。

議 長 時間短縮だって。

委 員 具合悪くはありません。

委 員 構いません。

議 長 ええまあ、あのうどう言いますか、皆さん方から普段の会の時もですね、質問もあまり出てこないというふうなこともあってですね、こういう形にしたらどうやろうというふうなことで決定をさせていただきました。ただ間違いがあったらいけませんので、十分に皆さんにはですね理解をしていただいて、よその、すべてという訳にはいかんと思います。自分の担当区域というたらおかしいですけれど、自分の受け持っておるところの案件がこんなに出てきた時には十分にそこだけでも注意をして見ておいていただきたいという思いです。

格段、質問等、ご意見等はありませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 はい、無ければ採決に入っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議案第 1 号農地法第 3 条の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

引き続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

この件はちょっと一個ずつ読み上げてさせていただきます。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字ミヤケ田130番3、地目は田、面積は367㎡、外1筆、計2筆で合計面積493㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は農業用物置の敷地、駐車場、進入路、転用事由は「譲受人は申請地の周辺の田、約3,000㎡でニラを生産しており、農機具、農業用資材、農薬等を保管する物置が必要なため申請地を譲り受けたい。また駐車場及びハウスへの進入路も譲り受けたい。」ということです。資料は12、農地区分は1種農地、調査員は小松推進委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されますが、農業用施設も農業振興のための目的ということで例外規定の適用を受けておってですね、今回そのこの既に転用されてるんですけど、年度を区切って転用していきよったっていう経過があるようなんですが、いずれにしても手続きが取られてなかったんで始末書が提出されているという状態です。設備は農業施設ということなんで農振の区域にそのままおって除外では無くてですね、ちょっと変則なんですけど、軽微な変更っていう手続きを県の方で了承されて用途変更っていう耕作目的の土地じゃないんですけど、農業用で使うということで農振のままおいて、次の人に所有権を移すということで所有権移転のための5条転用というような形になります。ですので施工は基本的にもう無いです。

続けて2番行きます。

権利の種類は使用貸借権設定、申請地は土佐山田町町田字堂ノ下タ376番1、地目は畑、面積は229㎡、外2筆、計3筆で合計面積246.92㎡、貸手及び借手は議案書のとおり、転用目的は住宅1棟、転用事由は「両親の面倒を見るのに近隣の土地を使用して建築したい。」ということです。資料は13、農地区分は1種農地、調査員は門脇委員です。

申請地は農振農用地区域以外の農地で10ha以上の広がりがあることから1種農地という判断はされておりますけども、集落接統で例外規定となっております。なおこの案件については先月会へ諮るところでしたが、ちょっと申請者さんの土地利用の筆をちょっと現地の都合が悪くなってもう1回出し直しをするっていうことになりましたので、ちょっと筆数が細かくひとつ分かれてというか増えてということになります、引き続きの案件ということになります。

続いて3番です。権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町並生野字シバ963番2、地目は畑、面積は332㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造平屋建住宅、転用事由は「子供が大きくなり、現在住まいしている家では手狭になったことから、移住先を探していたところ、本申請地が見つかりました。かねてより私も妻も自宅で食べる米や野菜は自給自足ができるようになりたいとの思いがあり、自宅周辺で、畑を耕作できるような土地が理想的と考えていたので、面積的にも本申請地はその目的にも合っていました。また、子供達の通学等も考え、通園通学の距離的にも適当な場所であったため、本申請地を選定しました。」ということです。資料は14、農地区分は1種農地、調査員は小松委員です。

申請地は農振農用地からは除外を受けております。10ha以上の農地の農地であることから1種農地という判断になります。集落接統の例外規定となっております。

それから、ごめんなさい、農振の除外の手続きの時間がかかる経過があつてですね、その時とちょっと土地の状況が一部変わっておりまして、今回お配りしてる公図についておる申請地のところで隣接地権者の名前が出る資料の

14-5を見ていただいたらなんですが、ちょっと合わせての資料が斜めで申し訳ないんですが、要は同意を、同意書がですね、お2人の方から今回取っておりますが、これで、結論から言うとこの2名の同意で構わない状態になってます。14の地図で見ると申請地の南と東のところに田、田、田、とちょっと読みにくいんですが、3筆ほどあると思うんですが、ここはもう実は900申請地の土地が分筆をされてですね、963-2ですね。自分のところの土地が隣接になったのでは、別れたので、結果的に必要な同意というのは申請地の西ですね。西の畑と田んぼの2筆、今回同意書がつけてる2名。この方だけでよくなったということなんで、同意は得られていますよと隣接の方の。ごめんなさい、ちょっと書類が後から差し替えて出てきたので間に合いませんでしたということと、あとごめんなさい、事業計画書14-3、資料14-3ですね。その今回あれなんですけど、資金計画ですね、ちょっとこれ見にくいんですけど。8番のところに自己資金で1,650万円になってますが、それより金額が落ちて1,390万円ということで、資金計画が、変更になったという報告がありましたので、県にまた今後転用申請上げる時にまたちょっと変えたものを出さんといきませんので、ごめんなさい、ここでちょっと間に合いませんでしたが、そこがちょっと訂正には。

- | | |
|--------------------|---|
| 議 長 | なんぼになる、千。 |
| 事 務 局 | 1,390万円。自己資金にはかわりはありません。 |
| 議 長 | 借りるということやね。 |
| 事 務 局 | 借りずに。自分ところで構えるということですので、という状況になってます。以上3件です。 |
| 議 長 | はい、それでは調査員の小松推進委員さんから 順番にお願いしたいと思います。 |
| 推 進 委 員
(2 番) | それでは資料12-1をご覧ください。譲受人がこの緑色に塗ってある周り、ほとんどが譲受人の土地であり、ニラを栽培しております。一部見にくいんですけど、12-5、資料12-5、黄色に塗ってある右斜め上ですね、そこだけは別の方の土地で既に了承も得ているということであり、及ぼす被害はないと思います。以上です。 |
| 議 長 | はい、すいません、門脇委員お願いします。 |
| 委員 (16 番) | 説明します。資料13-1をご覧ください。場所は町田橋を南に渡って、渡りきったところを左方向に100mほど行ったところになります。この方は両親の面倒を見るために元々あった家をご両親のあった家を壊して立て直す計画もしておいたみたいですが、どうもあの工事する段取りでございましたが、車等の入らないということで、その家の近くにならうご両親の田んぼがあるということで、そこに建てたいという計画になりました。それで隣接している方にも了承を費って排水についても地元土地改良区の理事さんの立ち合いのもとに確認を取って了承を費っています。以上です。 |
| 議 長 | はい、有難うございました。続きまして3番について小松委員お願いします。 |
| 委員 (3 番) | はい、それでは資料14-1を見て下さい。地図がありますけど、場所は十字にばってんになっておる、ばってんになったところがJAのガソリンスタンドのあるところなんです。それから上へずっと山手の方へ入ったところに現地がご |

ざいます。それで 14-2 が現地の図面です。これはあの先程 3 ページに農地として購入されておるもんに入っていますが、香北町菲生野シバっていうところですけど、土地は畑で 883 っていう農地の購入とその中にこの宅地があるわけで、分けて農地として分けて申請しております。その中で合計 12.15 ㎡の中で 33.2 っていう宅地の面積が出来てきております。現在畑なわけでその中へ宅地を建てて作るわけですので、排水がちよっと、十分な排水がない、現状ではないですので、地下へしゅんでおる状態ですので宅地にした場合排水をして取ってもらわんといかんていうことは言っていましたけど。まあ隣地の方の承諾は入って一定揃えておりますので別に問題は無いと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可申請ですが、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありますか。

ごめん、12-6、西原栄次郎さんから承諾書、隣地の承諾書をもろうちゅうと思いますが、12-5 のこの川と道があるがの北側の道、川沿いの、この 1 筆だけ。

事 務 局 ここだけです。

議 長 はい、わかりました。
他に何かありませんか。

———質 疑 な し———

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

———異 議 な し———

議 長 はい、それでは議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第 3 号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号 非農地証明願いについて説明致します。

1 番、申請地は土佐山田町山田字八王子林 1755 番 1、地目は畑、面積は 208 ㎡、利用状況は納屋及び庭、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「昭和 20 年代から蚕室及びそれに接続する庭として利用してきた。平成 8 年に改修して、南側に物置を増設した。その後は農機具、トラクター、軽トラック等を置く車庫と納屋として使ってきた。」調査員は西村委員で資料は 15 です。以上です。

議 長 補足説明、西村委員にお願いしたいと思います。

委員（8 番） はい、資料の 15-1 を見てもらいたいです。山田のライスセンターの前の中井ずっと下流に 200m 位下流に下がったところで八王子の稲荷の大明神のお宮があるところをちよっと西へ 100m 位行ったところ。写真の 15-2 を見てもらったら、もう全体宅地化になっていまして、右の方の倉庫ももう何十年前、平

成8年でこれ書いてますけど、だいぶ前に露地の作物を作ってたしてキャベツとかブロッコリーの収穫した後に作業場兼車停めたりのところも使用してました。自分なんかと一緒に露地をやってたので、その点、前から知ってますので問題はないと思います。前の畑なんかもその[]さんの畑、それと西藏、東何かにも宅地になってますので問題はないと思いますので、以上です。

議 長 はい、有難うございました。
それでは議案第3号の非農地証明願いについて質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思います。
議案第3号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事 務 局 報告案件になりますので個別はもう提案を控えさせていただきます。
報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告についてです。
報告案件は本日5件となっていますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、報告があったようにですね、申請番号1番につきましてはですね、今日また貸したいというので出てくると思いますので、よろしく願いをします。
他は無かったかね、出したいは。まあ、そういうことです。何かご質問があれば受けたいと思いますが。

事 務 局 1番と3番。

議 長 3つある。

事 務 局 1番と3番。

議 長 ごめん、1番と3番が今日また貸したいということで申請が出ております。
格段ありませんかね。

———質 疑 な し ———

議 長 無ければ、この件につきましてはですね、報告のみとさせていただきたい
と思います。
続きまして議案第5号使用貸借返還通知報告について説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号 使用貸借終了農地返還通知についてです。
報告案件は1件となっておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 報告、以上ということで皆さん方に書類で説明させていただきました。議案
第5号につきましてご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんか

ね。

-----質 疑 な し -----

議 長 質問ありませんか。格段無ければですね、報告のみとさせていただきます。
それでは議案第6号農地法第4条の規定による届出についての報告案件ですが、説明をお願いします。

事 務 局 報告第6号 農地法第4条の届出報告についてです。
本日は報告案件は2件となっていますのでよろしくお願いいたします。

議 長 この2件につきましては申請者が同じ人でありまして、市外化区域内の建物が申請をされてなかったですね、畑のままであって、現在は宅地ということで全てそういう案件です。この件につきましてご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので、議案第6号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、報告のみとさせていただきたいと思います。
議案第7号農地法第5条の規定による届出についての説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告第7号 農地法第5条届出報告についてです。
報告案件は1件となっていますのでよろしくお願いいたします。

議 長 この件についても中身を読み上げませんが、ご意見があれば受けたいと思いますが、何かご質問、意見ありませんかね。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので、この件についても報告案件ですので、報告のみとさせていただきます。
議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を行います。
今回、議案書について読み上げを行いません。案件は全部で18件で、内訳は、新規が13件、再設定が5件となっています。事前にお配りしている議案書の通りで、資料は19～36になります。以上です。

議 長 議案第8号の香美市農用地利用集積計画について説明がありましたが、皆さん方からご意見等があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。
はい、藤原さん。

委員（4番） 意見じゃないですけど、参考に、資料ナンバー22で今回の申請番号4のところのところですけど、これ前回の農業委員会の時に誰か出来んかって言うた話があった土地がこれで同じ地域の中の■■■■さんが作っていただけるようになりました。たぶんここだったと思います。ほんでこの間もちよとお彼と話をしまして僕よりだいぶ若いので他のところも広げんかと話をしたところ、その気はあるという話になりまして他の耕作をしてなくて維持管理だけしてるいくつかの土地を私知ってますけど、そこへ案内して回る予定になっております。以

上です。

議 長 是非よろしくお願ひしたいと思います。■■■さんて人は■■■の人ですか。

委員（４番） そうです。

議 長 ペンキ屋さんとは違う。

委員（４番） ペンキ屋さん、ペンキ屋さんの息子。

議 長 ああ、息子さん、はいはい。わかりました。
他にありませんかね。

———質 疑 な し———

議 長 格段無いようでしたら、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異 議 な し———

議 長 はい、それでは議案第８号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 はい。有難うございました。
それでは議案についてはですね、第９号その他の件ということになっておりますが、皆様方からの何かご意見等があれば受けたいと思います。
やる方向っていいですかね。まあ、そういう意見出てますので、応やる方向ってことで強制にどうのこうのは言いませんので、参加できる人だけでですね、やっていこうかなあというふうに思います。そういうことで構いませんかね。

あと最適化推進委員意見交換会がありますが、ちょっとだけ休憩してから始めたいと思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

閉会（１４時１０分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原、心一



署

名

人

森田良彦



署

名

人

上島陽子

